

東久留米市クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）募集要項

（趣旨）

- 1 東久留米市（以下、「市」という。）では、気候変動適応法に基づき、市内の施設を指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）として指定し、熱中症による健康被害の防止に取り組めます。ついては、施設の指定にご協力いただける民間施設等を募集します。

（指定施設の実施事項）

- 2 クーリングシェルターに指定された施設は、主に次の内容を実施します。
 - （１）各施設の出入口等、見やすい場所への市指定のクーリングシェルターである旨の掲示
 - （２）休息用の椅子等の設置（既設のもので可）
 - （３）冷房設備の適切な管理
 - （４）環境省から「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が公表された際には、開放可能日等は必ず開放すること。ただし、施設休館日などは除く。

（応募資格）

- 3 応募資格は、市内に所在する施設で、次の条件を満たすことができる施設とします。
 - （１）適当な冷房設備を有する施設
 - （２）利用者が休息できる椅子等を設置できる施設
 - （３）環境省の熱中症警戒アラート等のメール配信サービスに登録して、環境省から「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が公表された際に速やかに情報入手できる体制にある施設

（施設運用期間）

- 4 クーリングシェルターの運用期間は、4月の第4水曜から10月の第4水曜までの熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）の運用期間とします。

（応募方法）

- 5 別紙応募用紙に必要事項を記載の上、環境安全部環境政策課まで電子メールで提出してください。

提出先： 東久留米市環境安全部環境政策課計画調整係
アドレス： kankyoseisaku@city.higashikurume.lg.jp

（その他）

- 6 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さないなど、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない、または指定を解除する場合があります。